

「令和6年度女性にやさしい職場環境づくりモデル事業（専門家派遣）」企画提案に係る質問書に対する回答

NO	質問	回答
1	仕様書4にある委託業務の目的で、県内の中小企業や小規模事業所（以下「中小企業等」という。）とあるが、中小企業庁が示す「中小企業者の定義」と同じであるか。	そのとおりです。
2	仕様書5（2）の企業支援に当たっては、「女性活躍等に精通した社会保険労務士又は中小企業診断士の資格を有した専門家を派遣すること。」とあるが、有資格者でなければ専門家として派遣はできないのか。	そのとおりです。
3	仕様書5（4）に女性にやさしい職場環境づくりモデル事業費補助金について周知することとあるが、訪問企業に周知する形でよいか。	仕様書5（4）に記載のとおり、専門家派遣の際を想定しています。
4	仕様書5（6）ロ②にある短期目標と中長期目標の策定支援は専門家が対応する認識でよいか。	そのとおりです。
5	仕様書6にある委託業務の達成目標に記載の総指導回数について、1社当たりの支援回数の上限回数はあるのか。また、KPIにカウントしてもよい指導基準はどのレベルとなるのか。	中小企業等への支援回数に上限は設けておりません。指導基準については企画提案書により提案いただく相談対応や、コンサルティングに係る事業内容となります。
6	仕様書6にある複数社集めたセミナーを実施した場合、参加企業は支援企業数に含んでもよいか。	仕様書5（6）に記載の支援を行った支援企業数となり、それ以外の企業は支援企業数に含まれません。
7	本事業の精算について、一般管理費に上限はあるか。また、一般管理費が10%を超える請求は可能か。	一般管理費の上限は設定しておりませんが、その算出方法については合理的に説明できるものとしてください。